

# 令和元年度 指定管理業務の評価表

## 1 施設概要

施設名	志摩市介護老人保健施設「志摩の里」	所在地	志摩市志摩町片田4807番地1
指定管理者名	公益社団法人地域医療振興協会	指定期間	平成30年4月1日から令和10年3月31日
設置目的	介護老人保健施設の開設による管理・運営		
業務内容	老人保健施設設置条例第5条各号に規定する老人保健施設の業務 介護保健施設サービス、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション等の事業の実施に関する業務		
施設概要	入所定員100名、ユニット型個室（1ユニット10室、10ユニット）		
職員体制	医師2名、看護師・准看護師12名、介護福祉士39名、相談員3名、介護支援専門員3名、事務6名、その他臨時等19名		
施設所管課名	健康福祉部 介護・総合相談支援課		

## 2 収支状況

		(A)	(B)	(C)	(単位：円)	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	比較(C-B)	
事業収支	収入	指定管理料	10,535,665	0	0	0
		利用料金	599,164,883	588,962,632	623,716,111	34,753,479
		その他	9,761,050	6,566,951	6,104,587	-462,364
		計(a)	619,461,598	595,529,583	629,820,698	34,291,115
	支出	人件費	449,712,292	448,720,481	454,793,608	6,073,127
		管理運営費	159,414,295	159,154,006	165,964,770	6,810,764
		その他	13,404,894	1,551,268	6,891,608	5,340,340
		計(b)	622,531,481	609,425,755	627,649,986	18,224,231
収支差引額(a-b)		-3,069,883	-13,896,172	2,170,712	16,066,884	

最新年度(C)と前年度(B)に収支の増減があったものについて記載	(収入) 利用料金について、介護報酬の算定区分(類型)の変更による収入増加 (支出) 修繕費の増加による管理運営費の増加 (支出) 公益事業負担金の増加によるその他支出の増加
----------------------------------	---

## 3 総合評価

指定管理者	市
<p>利用者数は前年度より減少したものの施設の介護報酬の算定施設区分の改定により単価が上昇し、収入としても大幅な増加となった。事業利益は黒字となった。</p> <p>施設の管理運営については、協定書に基づき、法令を遵守して適切に行えている。</p>	<p>平成30年度の減収理由は、指定管理料がなくなったことと介護報酬改定により、加算要件を満たさなかったことが大きな要因であった。令和元年度は、介護サービス(訪問リハ)の提供体制を整備し、退所後のケアを可能にすることで増収となった。</p> <p>平成30年度延利用者数：長期入所29,874人、短期入所4,374人、通所リハ6,703人。 令和元年度延利用者数：長期入所30,460人、短期入所3,683人、通所リハ6,918人、訪問リハ29人。 長期入所586人増加。短期入所691人減少。通所リハ215人増加。訪問リハ29人増加(新設)。入所(長期・短期)の利用者については、105人の減少であるが、通所リハは215人増加、訪問リハは29人増加(新設)、施設の延利用者数は110人の増加である。収益でも黒字経営を行っており適切に運営されている。</p>

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価					
		指定管理者		市			
業務運営項目	評価内容	判定	評価理由	判定	評価理由		
施設設置目的の達成	①施設の目的や基本方針の理解	A	施設の目的や基本方針を十分に理解して管理を実施した。	A	市条例に規定する設置目的である高齢者等の健康の保持及び福祉の増進を図るために、適切な介護サービスの提供を行っている。		
	②施設設置目的の達成度	A	施設の目的である介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指すために、医師による医学的管理の下でのサービス提供を実施できた。	A	年間利用者延人数で、入所30,460人、短期入所3,683人、通所リハ6,918人、訪問リハ29人で、事業計画値 {入所34,038人(短期含)、通所リハ6,748人} を上回り目的を達成している。		
	③運営状況	A	事業計画とおりの併用日数・時間を達成した。	A	条例に規定する休館日、利用時間及び協定書に基づく営業日・営業時間を適切に守られ運営している。		
	④職員の配置状況・勤務実績	A	法定人数以上の有資格者の配置、その他の職員も適正に配置した。勤務実績においても特に問題はなかった。	A	協定書に基づく、管理運営体制どおり、各種法令を遵守した配置を行っている。		
	⑤意思疎通	A	毎月の業務報告および情報共有が必要な事項が発生した際は遅滞なく報告を行った。	A	協定書に基づき、事業計画書、事業報告書並びに毎月の業務報告により情報提供を受けている。また、管理運営会議を年2回開催し連絡調整を行っている。		
	⑥各種管理記録等の整備・保管	A	各種業務計画書、点検記録、整備・修繕・事故・故障等の履歴等の各種管理記録等が整備・保管されていたか。	A	各種業務に関する記録の保管については、適正に保管されている。		
	⑦使用許可等	A	使用許可等申請が適正に行われていたか。	A	協定書の定めによることにより適正に事務を行った。	A	協定書に基づき、必要な許認可申請が適切に行われている。
	⑧利用料金等の徴収状況	A	徴収、減免、還付等は帳簿等が作成され、適正に行われていたか。	A	協定書のとおりの帳簿による徴収等の状況管理を適正に行った。	A	介護サービスに係る自己負担額等は適切に管理されている。
	⑨個人情報	A	個人情報の取扱いが適正になされていたか。	A	個人情報取り扱い特記事項のとおり適正な取り扱いを行った。	A	協定書内の仕様書に基づき、志摩市個人情報保護条例に準じるよう取り決めがされており、適切に取り扱われている。
	⑩法令遵守	A	関係法令を遵守していたか。	A	介護保険法令および老人保健施設設置条例第5条各号の規定を理解し遵守した。	A	協定書内の仕様書に法令等の遵守の規定があり適切に取り扱われている。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者増加への取り組み	A	ご意見箱の設置によりニーズの把握および、ニーズに合わせたサービスの提供を行った。 (音楽療法、メイク療法等)	A	令和元年度から、訪問リハを開始し退所後のケアも一体で行えるようにしたことで利便性が向上した。また、利用者ニーズを把握し提供している。
	②利用者の平等な利用	A	定期的な勉強会を実施し、サービスの標準化を行い高い質のサービス提供を図った。	B	10月28日に匿名でサービス提供に対しての投書が市にあった。匿名であり事実確認が取れないが改善依頼。概ね、協定書等に基づき運営されている。
	③適切な情報提供	A	イベント情報などを施設内で掲示。またHPにも施設内の画像を掲載することにより情報提供を行った。	A	施設内に掲示物を掲出することで、利用者のみならず面会に来た家族にも広く情報提供がされている。
	④非常時・緊急時の対応	A	緊急時のマニュアルが整備され、従業員訓練の実施や事故発生時・緊急時の対応は適切か。	A	各種マニュアル整備は適切に行われている。介護サービス提供時の事故報告は適宜適切に行われている。
	⑤苦情解決体制及び対応	A	利用者からの意見・苦情を受けて迅速かつ適切に処理できる体制が整っていたか。また、事故、苦情に対する対応は適切であったか。	A	苦情解決に向けて、関係者を集め会議を行っている。事故・苦情に対し、適宜適切に処理されている。
	⑥自主事業	A	利用者ニーズに即した自主事業が行われていたか。	A	志摩の里祭を実施し、利用者から好評をいただいた。
	⑦事業の評価	A	事業実施後に確認・見直しが行われ、次年度につなげる取り組みがなされたか。	A	毎月、経営会議を実施し改善点の把握と改善実施により次年度につなげる取組を行った。
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	A	毎月の施設巡視活動により、建物・設備の状況を把握している。専門業者による保守点検の実施も行っている。	A	機器設備等は、保守点検契約で外部委託し管理されている。建物も逐次確認を行っている。特に緊急を要する設備修繕は、積極的に行うなど、適切に保たれている。
	②備品の管理	A	備品台帳に基づき、備品の管理・点検・保守は適切に行われていたか。	A	市の備品については、異動があれば市に随時報告されている。
	③備品・設備等の整理整頓	A	備品・設備等がきちんと整理整頓され、利用者の妨げとなるような状態で放置されていないか。	A	特に問題なく整理整頓がされている。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目			評価			
			指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由	
施設・設備等の維持管理	④修繕業務	A	協定書に定められた額未滿の修繕は速やかに実施した。市の予算にて行う修繕が発生した場合には遅滞なく所管課と調整を行った。	A	協定書にあるリスク分担表により、計画的に修繕を行っている。また、急を要する修繕については、指定管理者側で負担し管理している。	
	⑤清掃業務	A	業者による清掃委託により清潔な状態を保つよう努めた。	A	築10年経過しているが、外観ともに清潔な状態に保たれている。	
	⑥防犯体制	A	帳簿による鍵の管理を適切に行った。防犯対策のために警備会社による遠隔警備を実施している。	A	夜間や休日にも警備保守委託を行うことで適切に管理されている。	
健全な財務・適切な会計処理	①会計処理は適正になされているか	A	会計帳簿を備え、伝票等の会計関係書類も保管している。簿記有資格者による会計処理および委託税理士による確認作業も実施している。	A	事業における会計処理は適切に行われ、毎年、報告もされている。	
	②公租公課に滞納はないか	A	国税・地方税・社会保険料等の公的な債務について、履行遅滞となっていないか。	A	適切に管理され、履行遅滞となることはないため、適切に管理されている。	
	③適正な収支状況にあるか	A	収支のバランスは適正か。債務超過に陥っていないか。	A	昨年度は指定管理料がなくなり、介護報酬改定があったため減収となったが、介護サービス提供体制を行うことで令和元年度は増収となった。	
所管課追加項目						

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。